

第27回定時株主総会

# 事業報告

2025年3月1日から2026年2月28日まで

目次：	事業報告	1
	連結計算書類	31
	計算書類	34
	監査報告	37

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1)当連結会計年度の事業の状況

### ①事業の経過及び成果

当社グループは著作物を公正利用のもと、できるだけ広く頒布し著作者に収益を還元するという「著作物の健全なる創造サイクルの実現」をミッション、「MORE CONTENT FOR MORE PEOPLE!」をビジョンに掲げ、日本における文化の発展及び豊かな社会づくりに貢献するため、積極的な業容の拡大と企業価値の向上に取り組んでおります。

日本国著作権法第一章 総則の第一条に謳われる『著作物は文化の発展に寄与』、『著作物の利用と保護の調和』を第一義に、デジタル化された数多くの著作物をより多くの人に届け、その利用における適正な対価を著作者に還元し、また新たな著作物が創造されるよう“著作物の健全なる創造サイクル”の一翼を担うことを目的に事業を行っております。

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、電子書籍流通事業における既存商流の成長及び2025年7月より取引開始となった新規商流が寄与し、売上高が好調に推移し増収となりました。営業損益については、IP・ソリューション事業を中心とした戦略投資事業の利益改善が貢献した一方で、電子書籍流通事業において利益率の高いサービスが終了したことや期初より開発を進めていた海外展開に係るシステム開発費の計上の影響などにより、前期比で微減となりました。また、関連会社であるMyAnimeListの株式売却益を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は前期を大きく上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は108,537百万円（前期比6.5%増）、経常利益は2,548百万円（前期比8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,818百万円（前期比33.3%増）となりました。

売上高

**108,537**百万円

(前期比6.5%増)

経常利益

**2,548**百万円

(前期比8.0%増)

親会社株主に帰属する  
当期純利益

**1,818**百万円

(前期比33.3%増)



## 電子書籍流通事業

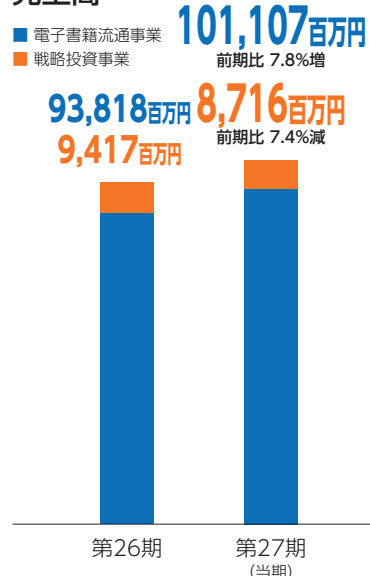
電子書籍流通事業については、国内最大の電子書籍取次事業者として引き続き「コミックシーモア」「Amazon Kindle」等の電子書店への電子書籍の取次や電子書籍配信ソリューションの提供を行いました。2026年2月末時点で、取引先としての出版社は2,200社以上、電子書店は150店以上、取扱コンテンツ数は326万点以上、出版社や電子書店とのキャンペーン管理数は年間2万件以上にのぼっております。近年、電子書籍市場が拡大するなかで出版社と電子書店が取り扱うコンテンツ数とキャンペーン数は増大し続けており、電子書籍の流通にかかる運用コストは年々増加しております。電子書籍取次の存在意義が高まるなか、当社は取引先各社との基幹システムの連携に加え、話配信管理システム等、取引先のニーズに合わせた新規システムの開発を行うほか、取次に関して蓄積されたノウハウに基づくきめ細やかなサポートを通じて、電子書籍の円滑な流通及び出版社と電子書店の業務の効率化、配信事故率の低減に貢献することで、電子書籍市場の拡大と、流通シェアの拡大を目指しております。

当連結会計年度においては、大手書店を中心とした既存商流の好調、及び2025年7月より取引を開始した「めっちゃコミック」の貢献により増収となりました。一方で、利益率の高いサービスの終了による影響を受け減益となりましたが、増収効果により減益幅は期初想定より小幅となりました。

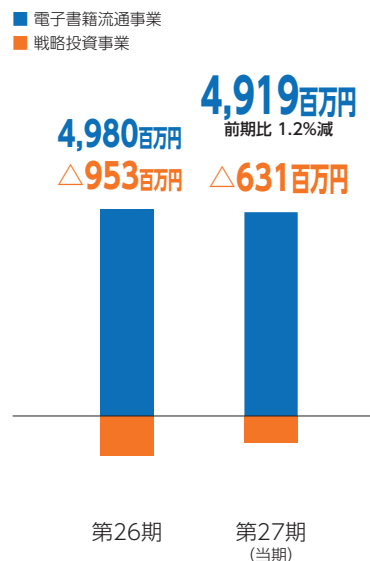
その結果、売上高は101,107百万円（前期比7.8%増）、セグメント利益は4,919百万円（前期比1.2%減）となりました。

2026年2月期を初年度とする新たな中期経営計画の策定を契機として、当連結会計年度よりSC (Sustainability Creation) 事業を「戦略投資事業」の区分に含める報告セグメントの変更を行っております。そのため、前期比較においては、当該変更後の報告セグメントの区分に基づき作成した前期の数値を用いております。

### 売上高



### セグメント利益





## 戦略投資事業

戦略投資事業においては、中長期における注力事業として国際事業、IP・ソリューション事業、SC (Sustainability Creation) 事業の3事業を展開しております。

国際事業については、主に海外子会社によるSaaS型ビジネスモデルによる出版社向けDXサービスの提供が堅調に推移したことにより増収となった一方で、国際事業全体の体制強化に係る販管費の増加により減益となりました。

IP・ソリューション事業については、日本文芸社におけるコンテンツ創出とそのマルチメディア化推進、フライヤーにおける本の要約サービス提供、そのほかオーディオブックの制作や電子図書館サービスの運営を通じて、出版コンテンツ市場拡大への貢献を目指しております。日本文芸社においては、実用書の改善が売上利益に貢献する一方で、コミックスにおける改善に注力しております。前期比で損益は改善しているものの、引き続き筋肉質な収益構造化に向けた取り組みを進めてまいります。フライヤーにおいては、法人契約数が着実に増加したことで前期比では増収、引き続き営業黒字となりました。2025年9月に株式会社AIStepを、2026年2月に株式会社Zealoxをそれぞれ子会社化し、グループ収益力の強化に取り組んでおります。

SC事業については、行政や金融機関等との連携を通じて、地域活性化に繋がる事業を手掛けることで新たな価値を生み出し、持続可能な社会づくりに貢献することを目指しております。がんばろう徳島が運営する男子プロバスケットボールクラブ「徳島ガンバロウズ」は、B3リーグ参入2年目の2024-25シーズンにおいて営業黒字を達成しております。2025年9月から始まった2025-26シーズンにおいても増収増益となり、着実な成長を続けております。

その他、小説投稿サイトを運営するエブリスタについて、2025年2月の株式譲渡に伴い連結対象外となったことが売上高の減少要因となったものの、特にIP・ソリューション事業における改善施策の進捗等が損益改善に寄与し、前期比で営業損失が縮小しました。

その結果、売上高は8,716百万円（前期比7.4%減）、セグメント損失は631百万円（前期はセグメント損失953百万円）となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は556百万円で、その主なものは次の通りであります。

当連結会計年度における主な投資

・ソフトウェア	387百万円
・コンテンツ制作費用	123百万円
・工具、器具及び備品	19百万円

## ③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年9月1日付で、当社子会社である株式会社フライヤーを通じて、株式会社AIStepの発行済株式の全部を取得いたしました。

当社は、2026年2月26日付で、保有するアルトラエンタテインメント株式会社の株式の全部を譲渡いたしました。

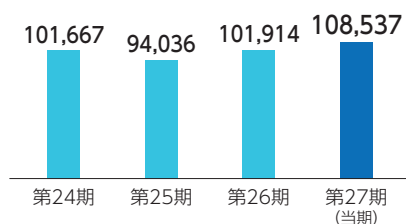
当社は、2026年2月27日付で、当社子会社である株式会社フライヤーを通じて、株式会社Zealoxの発行済株式の70%を取得いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

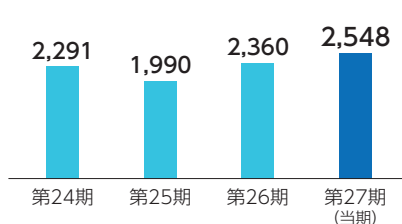
### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2023年2月期)	第25期 (2024年2月期)	第26期 (2025年2月期)	第27期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売上高 (百万円)	101,667	94,036	101,914	108,537
経常利益 (百万円)	2,291	1,990	2,360	2,548
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	1,057	△319	1,363	1,818
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	68.35	△21.08	90.08	119.85
総資産 (百万円)	50,882	51,612	53,160	56,926
純資産 (百万円)	16,772	16,208	17,708	19,221
1株当たり純資産 (円)	1,082.72	1,070.86	1,161.59	1,253.99

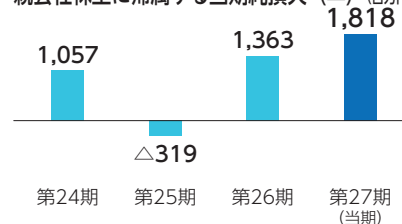
売上高(百万円)



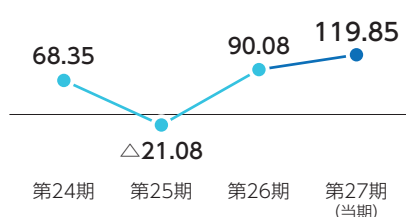
経常利益(百万円)



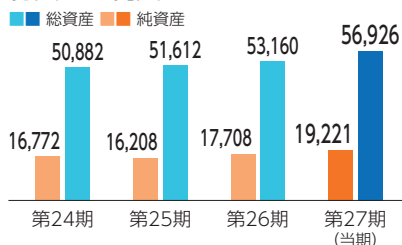
親会社株主に帰属する当期純利益又は  
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)



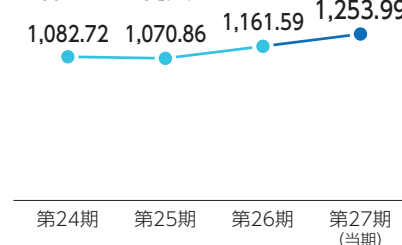
1株当たり当期純利益又は  
1株当たり当期純損失 (△) (円)



総資産／純資産(百万円)



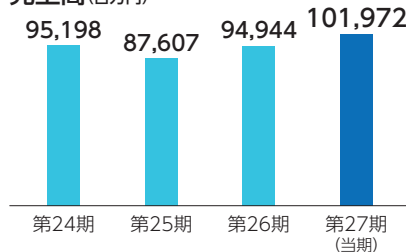
1株当たり純資産(円)



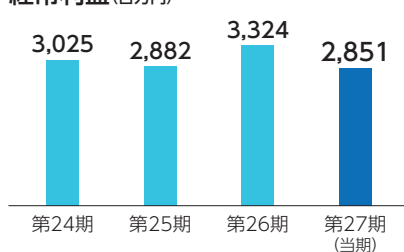
## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2023年2月期)	第25期 (2024年2月期)	第26期 (2025年2月期)	第27期 (当事業年度) (2026年2月期)
売上高 (百万円)	95,198	87,607	94,944	101,972
経常利益 (百万円)	3,025	2,882	3,324	2,851
当期純利益 (百万円)	1,345	618	1,913	1,299
1株当たり当期純利益 (円)	86.87	40.76	126.27	85.55
総資産 (百万円)	48,727	49,982	51,740	54,288
純資産 (百万円)	16,732	16,953	18,538	19,443
1株当たり純資産 (円)	1,083.84	1,120.55	1,222.12	1,278.24

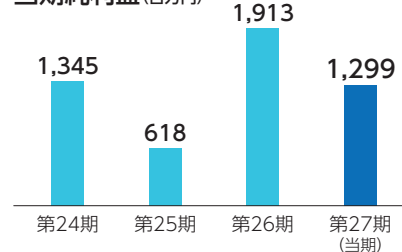
売上高(百万円)



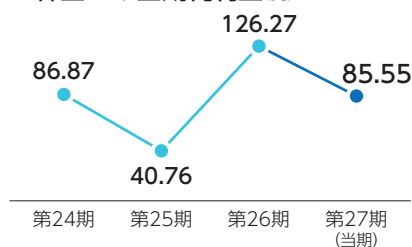
経常利益(百万円)



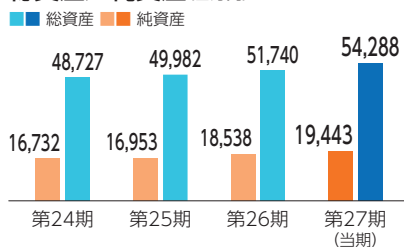
当期純利益(百万円)



1株当たり当期純利益(円)



総資産／純資産(百万円)



1株当たり純資産(円)



### (3)重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Media Do International, Inc.	千米ドル 26,702	100.0%	電子書籍取次、海外事業統括

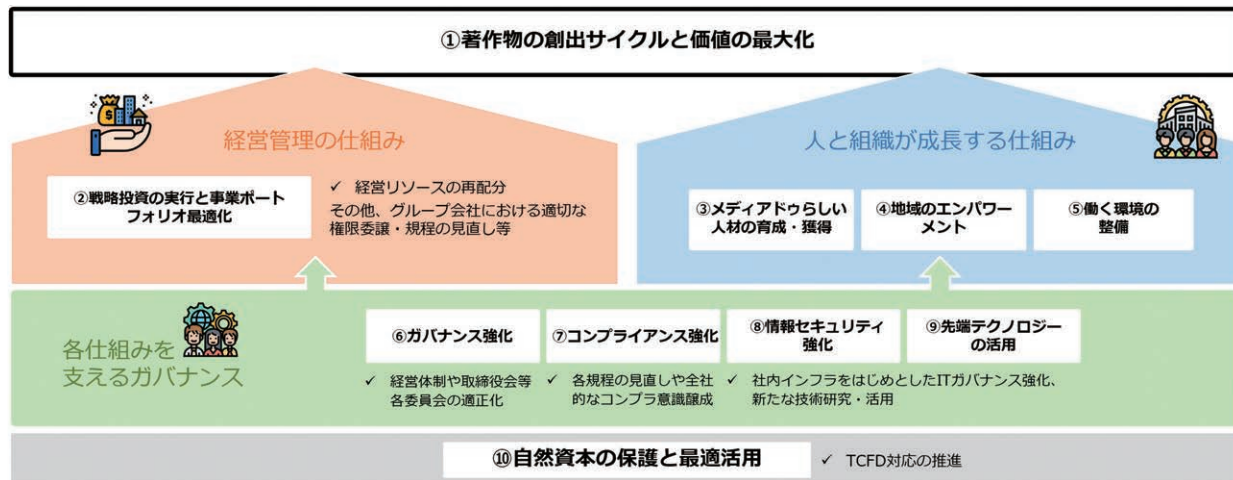
(注) 上記を含め、当社の連結子会社は15社、持分法適用関連会社は1社となっております。

#### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4)対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部・内部環境は、常に大きく変化しています。当社グループは、長期的かつ持続的な企業価値向上を実現するため、マテリアリティ（経営上の重要課題）を特定しています。各マテリアリティについて、グループが一体となって具体的な取り組みを進めるとともに、サステナビリティ推進委員会を主体として各施策の実効性を検証し、外部・内部環境の変化に応じた見直しを行っています。



当社グループは経営方針に則り、「経営管理の仕組み」「人と組織が成長する仕組み」を構築するために「各仕組みを支えるガバナンス」を強化するとともに、気候変動への対応等、企業活動の土台となる自然環境を保全することが不可欠という認識のもと、10項目のマテリアリティテーマの位置づけを分類しています。

#### ① 著作物の創出サイクルと価値の最大化

当社グループは著作物が公正な利用環境で流通し、著作者に収益が還元される健全な経済社会のサイクルをつくり、「ひとつでも多くのコンテンツ」が創出され、「ひとりでも多くの人へ」届く世界を実現することを最大の使命としています。出版業界をはじめとする多様なステークホルダーとの信頼関係を一層強固なものとしながら、国内に留まることなく世界に向けて様々なアプローチで、著作物の創出サイクルと価値の最大化に取り組みます。

#### ② 戦略投資の実行と事業ポートフォリオ最適化

当社グループは、各事業で創出した収益を持続的な成長を見据えた戦略的な投資に適切に配分し、最適な事業ポートフォリオを構築することで成長を一層加速します。資本コストや資本収益性を意識した規律ある投資行動と効率的な事業運営に努めることで、創出する事業価値の最大化を図るとともに、経営・事業の多角化により最適な事業ポートフォリオ構築に取り組みます。

### ③ メディアドゥらしい人材の育成・獲得

当社グループは求める人材像「私たちを育ててくれた環境を感謝でき、敬意を持って自ら動く」を体現する人材を育成・獲得することで、持続的な企業価値向上を実現します。社是「成長と可能性」において、互いの可能性を信じ尊敬し合い、成長を喜び合う良好な信頼関係を長期に築くことが何よりも大切な価値であることを示している通り、当社グループの価値創造の根幹は「人材」です。こうした企業文化と従業員の働く目的意識を調和させ、当社グループで働く意欲を高める施策を実行します。また、適切な人事制度の改善と充実にも注力し、従業員の能力の向上に取り組みます。

### ④ 地域のエンパワーメント

当社グループは、創業期から地域社会に支えられる中で企業成長を遂げてきた企業であるという認識に立ち、引き続き地域社会との社会関係資本を拡大し、当社グループと地域社会の両者の持続的な成長と発展を実現します。地方創生に資する各事業において、創業者の経営精神を基礎とした当社グループ独自のアプローチで地域社会の課題解決に貢献し、出版業界の枠組みを超えた地域社会との協働関係を一層深める取り組みを推進します。

### ⑤ 働く環境の整備

当社グループは、価値創造の根幹である多様な人材が最大限に能力を発揮して活躍しながら、長期的に働くことのできる環境を整えることで、安定した経営基盤の構築・維持、当社グループが提供するサービスの質・生産性の向上を実現します。従業員の健康で豊かな生活を追求し、個人の人格を構成する多様な性質・背景を尊重するため、職場環境、健康環境、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）環境の整備に取り組みます。

### ⑥ ガバナンス強化

当社グループは経営のグローバル化を進める中で、更なる業容拡大と企業価値の向上の観点から、コーポレート・ガバナンスの充実による経営の健全性と透明性の向上が重要な経営課題であると認識しています。公正かつ透明性、実効性の高い経営の実現に向けて、取締役会の監督のもと、適切な資源配分、意思決定の迅速化等、コーポレート・ガバナンスにおける不断の改善を図ります。

### ⑦ コンプライアンス強化

企業経営の健全性を向上するためには、企業倫理の確立や意識の全社的な浸透が必須であり、これにより当社グループや各機関及び全役職員一人ひとりが的確かつ公正な意思決定を行う風土が醸成されると考えています。同時に、企業市民として有する社会的責任を常に意識して行動することが多様なステークホルダーからの信頼の獲得に繋がるという認識のもと、事業活動を遂行してまいります。

⑧ 情報セキュリティ強化

デジタルコンテンツを取り扱う当社グループは、豊かな文化の発展に寄与する社会インフラを提供し、著作物の健全な流通と創造サイクルの構築を実現するため、著作者、出版社、書店、ユーザー（読者）といった各ステークホルダーが安心・信頼して利用できるサービス及びシステムの構築が不可欠との前提に立ち、重要な経営課題として情報セキュリティの強化に取り組んでいます。

⑨ 先端テクノロジーの活用

当社グループは、新しい技術の研究と活用によってプロダクトやサービスを開発・提供します。持続的に数多くの著作物が創出され、多くの人々が享受するための様々な課題を解決し、文化の発展に貢献する存在となることを目指します。

⑩ 自然資本の保護と最適活用

環境への負荷低減は、持続可能な地球環境を次世代に引き継いでいくため、そして100年先まで続く企業体を目指す当社グループにとって取り組むべき重要な課題の一つです。当社グループは、自らの事業活動で使用する自然資本の実態把握と効率的な活用策を講じるとともに、業界全体における資源利用の最適化にも積極的に寄与することを見据えながら、持続可能な業界・事業環境の構築を目指します。

## 〈ご参考〉メディアドゥグループのサステナビリティ

### 【基本的な考え方】

当社グループは、著作物を生み出す著作者や出版社、著作物を手にするユーザーとそのアクセスポイントの役割を担う書店、そしてそれらの媒介たる当社グループとの協創によって社会エコシステムの構築を目指していくことを、ミッション「著作物の健全なる創造サイクルの実現」、ビジョン「MORE CONTENT FOR MORE PEOPLE!」（ひとつでも多くのコンテンツを、ひとりでも多くの人へ）として掲げています。

したがって、当社グループにとってのサステナビリティとは、自らの事業・提供サービスが健全な経済社会の形成と著作物がもたらす文化の発展に貢献するという責任と自負を持って、役職員が一丸となって積極的に企業活動に取り組むことだと考えています。こうした考え方のもと、SDGs（持続可能な開発目標）に代表される環境問題・社会課題に対してもミッション・ビジョンを軸にした経営・戦略を推進し、ESGの切り口で事業機会とリスクを整理しながら、社会課題の解決と持続的な成長を両立させ、企業価値の向上を果たしていきます。

### 【具体的な取り組み】

サステナビリティ推進委員会は原則4回（四半期に1回）開催しています。同委員会は、気候変動問題等を含む、当社グループの持続可能性向上に影響する外部・内部の機会とリスクの検討・整理、サステナビリティ戦略や施策についての評価、監督及びモニタリング機能の強化を目的に設置し、委員会開催ごと適切な時期に取締役会に報告します。

1年に一度、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティの同期化をより深化させ、長期的かつ持続的な企業価値向上を図っていくため、マテリアリティ（経営上の重要課題）を見直し・特定しています。マテリアリティと中長期的な目標設定においては、国際的な報告フレームワーク、外部のESG評価機関による調査項目と、社内外のステークホルダーとの対話による要請等を統合的に把握・分析・整理するとともに、社会課題を含め、当社の企業理念の事業戦略達成に向けた機会・リスクと突合をし、特定しています。

詳細は当社ホームページ等をご覧ください。<https://mediado.jp/sustainability/>

## (5)主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、主に電子書籍を中心としたデジタルコンテンツの流通事業を行っておりますが、各事業の内容は以下の通りであります。

### ①電子書籍流通事業

主にスマートフォン・タブレット端末で読まれる電子書籍の流通プラットフォームの開発及び提供（電子書籍取次事業）を行っております。

### ②戦略投資事業

国際事業／IP・ソリューション事業／SC（Sustainability Creation）事業を展開しております。

## (6)主要な営業所及び事業所 (2026年2月28日現在)

本社	東京都千代田区
----	---------

## (7)従業員の状況 (2026年2月28日現在)

### ①企業集団の従業員の状況 507名 (103名)

セグメント	従業員数
電子書籍流通事業	163 (73) 名
戦略投資事業	258 (20) 名
全社 (共通)	86 (10) 名

(注) 従業員数は、就業人員であり、アルバイト、パート及び嘱託社員は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
253名	19名減	36.2歳	6年5ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、アルバイト、パート及び嘱託社員を除いて記載しております。  
2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数を通算しております。

## (8)主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	768
三井住友信託銀行株式会社	700

## (9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

① 発行可能株式総数 44,329,600株

② 発行済株式の総数 15,205,174株 (自己株式8,030株含む)

(注) 2025年7月7日付の譲渡制限付株式報酬としての新株発行により発行済株式の総数は、32,202株増加しております。

③ 株主数 5,840名

### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
藤田 恭嗣	2,486,444株	16.36%
株式会社FIBC	1,731,700株	11.39%
UH Partners 2 投資事業有限責任組合	1,134,000株	7.46%
光通信KK投資事業有限責任組合	994,700株	6.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	722,200株	4.75%
UH Partners 3 投資事業有限責任組合	636,600株	4.19%
株式会社小学館	564,800株	3.72%
株式会社講談社	544,000株	3.58%
株式会社トーハン	489,649株	3.22%
株式会社SHIFT	466,600株	3.07%

(注) 持株比率は、自己株式 (8,030株) を控除して計算しております。

#### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

株主名	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	27,884株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.会社役員に関する事項（4）① ii）5. 非金銭報酬の内容及び非金銭報酬の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針」に記載の通りであります。

#### (2)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等の状況

2025年4月14日開催の取締役会決議により、次の通り有償新株予約権（業績連動型有償ストックオプション）を発行しております。なお、この新株予約権は、交付対象者が公正価値による新株予約権の発行価額を金銭で払い込むことにより新株予約権を購入するものであって、職務執行の対価として交付されるものではありません。

区分	第19回新株予約権		
発行決議日	2025年4月14日		
新株予約権の数	7,580個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式758,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり2,322円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり164,200円 (1株当たり1,642円)		
権利行使期間	2028年6月1日から2029年5月31日まで (但し、2029年5月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)		
行使の条件	注		
交付状況	当社の取締役	新株予約権の数	7,100個
		目的となる株式数	710,000株
	当社の執行役員その他の従業員	保有者数	4名
		新株予約権の数	480個
		目的となる株式数	48,000株
		保有者数	6名

(注) 行使の条件につきましては、次の通りであります。

1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年2月期から2028年2月期までの各事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社

連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ。）において、2026年2月期から2028年2月期までの各事業年度における経常利益の累計額が8,800百万円以上の場合に限り、新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

2. 新株予約権者は、行使期間中といえども、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員を含む。）の地位（以下、「行使資格」という。）を失った場合は、新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会が正当と認める場合又は当社に対する貢献に鑑み、当社取締役会が特に認める場合は、行使資格を失ったときであっても引き続き、その権利を行使することができる。
3. 新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、かかる事由の発生時点以後、新株予約権を行使することができない。
  - (i) 新株予約権者が、破産手続開始若しくは個人再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
  - (ii) 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断された場合その他の新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議により判断された場合
  - (iii) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者、コンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
7. 新株予約権者は、新株予約権割当契約に違反した場合、新株予約権を行使することはできない。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	藤田 恭嗣	社長 CEO (株)FIBC 代表取締役社長 (一社)徳島イノベーションベース 代表理事 (株)がんばろう徳島 代表取締役 (一社)xIB JAPAN 代表理事 (公社)ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 理事
取締役	苅田 明史	
取締役	花村 佳代子	COO (株)メディアドゥテック徳島 代表取締役社長
取締役	関谷 幸一	
取締役	金丸 絢子	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー (株)オートボックスセブン 社外取締役 三井松島ホールディングス(株) 社外取締役
取締役	宮城 治男	多摩大学大学院 客員教授 (株)ディー・エヌ・エー 社外取締役
取締役	柰野 純子	東京科学大学 未来社会創成研究院Dlab+ メンバー (株)コロワイド 社外取締役 (株)TRAIL 副代表 (株)海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構） 社外取締役 東京農工大学 特任教授 研究マネジメント機構
常勤監査役	中島 真琴	全国保証(株) 社外監査役 (株)セレ コーポレーション 社外監査役
常勤監査役	大和田 和恵	
監査役	椎名 毅	椎名つよし法律税務事務所 代表 (一社)日本サイバーセキュリティ・イノベーション委員会 監事

- (注) 1. 取締役金丸絢子氏、取締役宮城治男氏及び取締役柰野純子氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役中島真琴氏及び監査役椎名毅氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役中島真琴氏は、公認会計士の資格及び上場企業の内部監査室長の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有

するものであります。

4. 常勤監査役大和田和恵氏は、当社管理本部長を務める等、長年にわたり当社の管理部門を担当してきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役椎名毅氏は、弁護士及び税理士の資格を有しており、企業法務や財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役金丸絢子氏、取締役宮城治男氏及び取締役奎野純子氏並びに常勤監査役中島真琴氏及び監査役椎名毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中の取締役の地位及び重要な兼職の異動状況は以下の通りであります。

氏名	異動前	異動後	移動日
荻田 明史	代表取締役副社長CFO	取締役	2026年2月25日

8. 当事業年度中に退任した監査役は以下の通りであります。

氏名	退任日	退任理由
森藤 利明	2025年5月29日	任期満了

## (2)責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役金丸絢子氏、取締役宮城治男氏及び取締役佐野純子氏並びに常勤監査役中島真琴氏及び監査役椎名毅氏との間に会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、その契約内容の概要は次の通りであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がない場合に限るものとする。

## (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

なお、その契約内容の概要は次の通りであります。

- ・被保険者がその職務の執行として行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者に生ずることのある損害を補償する。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、利益又は便宜を違法に得たこと及び犯罪行為等に起因する損害等は補償の対象外とする。なお、被保険者の保険料は当社が負担する。

## (4)取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。なお、当該決定方針は、任意に設置された取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会からの答申の内容を踏まえて決定しております。

#### ii) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りであります。

##### 1. 基本方針

- ・企業価値の持続的な向上を強く動機づける報酬設計とすること
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任の観点から、客観性・透明性のある手続を踏まえ設計すること
- ・各取締役の役割及び職責を踏まえた適正な報酬水準とすること

2. 報酬構成
  - ・取締役の報酬等は、固定報酬と会社業績に応じて変動する報酬（業績連動報酬）で構成する。
  - ・業務執行取締役の報酬等のうち、固定報酬は金銭及び株式報酬により、業績連動報酬は金銭により支給する。
  - ・社外取締役の報酬等は、その監督機能及び独立性の観点から、金銭による固定報酬のみを支給する。
3. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
  - ・金銭による固定報酬に係る個別の配分については、役割及び職責に応じて（業務執行取締役の固定報酬については従業員給与の水準等も考慮する。）決定する。業務執行取締役の固定報酬は、これに加えて、前事業年度の個人業績及び当該事業年度に設定した個人別の業務目標（コミット）に対する評価を総合的に勘案して決定する。
  - ・株式報酬による固定報酬に係る個別の配分については、下記5. に記載の通りとする。
  - ・金銭による固定報酬については、取締役の在任中毎月支払うものとし、株式報酬については、毎年一定の時期に支給するものとする。
4. 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
  - ・業績連動報酬の額の算定の基礎となる指標は、収益性及び成長性を重視すべく連結営業利益及び連結売上高とする。
  - ・業績連動報酬に係る個別の配分については、当該事業年度における当該指標の目標値に対する個人別の貢献期待度合いを勘案して決定する。なお、当該指標に係る実績が目標値に達しない場合は、減額調整することがある。
  - ・業績連動報酬は、取締役の在任中毎月支払うものとする。
5. 非金銭報酬の内容及び非金銭報酬の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
  - ・株式報酬に係る個別の配分については、持続的成長及び中長期的な企業価値の向上の観点から設定した、ESGに関する項目を含む定性項目に対する個人別の貢献度合いを総合的に勘案して決定する。
  - ・株式報酬は、2年間から5年間までの間で取締役会が定める期間譲渡が制限される譲渡制限付株式報酬とし、対象者に支給する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させることにより当社の普通株式を交付する。

## 6. 種類別報酬割合の決定に関する方針

- ・業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、以下の通りとする。

固定報酬		業績連動報酬
金銭	株式報酬	金銭
概ね70%	概ね20%	概ね10%

- ・社外取締役の種類別の報酬の割合については、金銭による固定報酬を100%とする。

## 7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関し、指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとする。
- ・取締役の個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその内容の決定について委任を受けるものとし、この委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申の内容を尊重してその内容を決定するものとする。
- ・取締役の個人別の報酬等のうち株式報酬については、取締役会は、指名報酬諮問委員会の答申の内容を尊重してその内容を決定するものとする。

## 8. 指名報酬諮問委員会

- ・指名報酬諮問委員会の委員は、取締役会の決議により選定された代表取締役を含む3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。委員長は、独立社外取締役である委員の中から、委員の過半数をもって選定する。
- ・指名報酬諮問委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決する。

### iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会からの委任に基づき代表取締役社長が決定した当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容（金銭報酬に限る。）については、指名報酬諮問委員会の答申の内容を尊重してこれを決定するものとしていること及び人事担当執行役員が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針との整合性を確認していることから、取締役会は、その内容が当該決定方針に沿ったものであると判断しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容のうち、株式報酬に係るものについては、指名報酬諮問委員会の答申の内容を尊重して取締役会においてその配分を決定していることから、取締役会は、その内容が当該決定方針に沿ったものであると判断しております。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員数
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	174百万円 (14百万円)	128百万円 (14百万円)	3百万円 (-)	43百万円 (-)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	21百万円 (14百万円)	21百万円 (14百万円)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	196百万円 (29百万円)	149百万円 (29百万円)	3百万円 (-)	43百万円 (-)	11名 (6名)

- (注) 1. 当事業年度末日時点の員数は、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 上表の監査役の員数が当事業年度末日の監査役の員数と相違しておりますのは、2025年5月29日開催の第26回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでいるためであります。
3. 業績連動報酬に係る業績指標は前事業年度の連結売上高及び連結営業利益であり、その実績はそれぞれ101,914百万円及び2,475百万円であります。当該指標を選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は「① ii）4. 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」に記載の通りであります。
4. 株式報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、その概要は「① ii）5. 非金銭報酬の内容及び非金銭報酬の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針」に記載の通りであります。
5. 株式報酬の金額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

## ③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議による定め

取締役の報酬限度額は、2011年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額170百万円以内と決議いただいております。決議の定めに係る取締役の員数は4名です。また、これとは別枠として、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2018年5月30日開催の第19回定時株主総会において年額50百万円以内、株式数は年60,000株以内と決議いただいております。決議の定めに係る取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬限度額は、2002年5月28日開催の第3回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。決議の定めに係る監査役の員数は2名です。

## ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長CEO藤田恭嗣に対し、取締役の個人別の金銭報酬の内容について決定を委任しております。委任の理由は、当社の事業戦略等を勘案しつつ各取締役の役割及び職責を踏まえた評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、この委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申の内容を尊重してその内容を決定するものとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、前掲記載の通りであります。

当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 金丸 絢子	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、コーポレート・ガバナンスにおける豊富な経験を有する弁護士の視点と他社社外役員の経験から、リスクマネジメント、ガバナンス及びESGの観点での本質を捉えた質問を行うとともに、経営全般に関して助言、提言を行い、取締役会の実効的な監督を促す活動を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として委員会運営を主導し、取締役候補者の検討を行う等、手続の公正性及び透明性の向上に貢献しております。
取締役 宮城 治男	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、起業家型リーダー育成及び輩出を目的とするNPO法人の代表理事としての幅広い分野における事業支援、組織運営に関する豊富な経験と高い見識を基に、事業推進に資する組織の高度化及びESGの観点を踏まえた多角的な視点から質問を行うとともに、経営全般に関して助言、提言を行い、取締役会の実効的な監督を促す活動を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、取締役の候補者の検討を行う等、手続の公正性及び透明性の向上に貢献しております。
取締役 奎野 純子	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、コンテンツ業界を含む多様な企業におけるデジタルマーケティング等の分野での戦略策定や事業運営に関する豊富な経験と高い見識を基に多角的な視点から質問を行うとともに、経営全般に関してマーケティング、ブランディングの観点を踏まえた助言、提言を行い、取締役会の実効的な監督を促す活動を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、取締役の候補者の検討を行う等、手続の公正性及び透明性の向上に貢献しております。
常勤監査役 中島 真琴	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会17回のすべてに出席し、国土交通省の行政官、上場企業の内部監査室長の経験を有する公認会計士としての専門的な見識を生かし、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント及び会計の観点で有益な発言、助言を適宜行うとともに、当社の監査体制の強化に貢献しております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 椎 名 毅	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会17回のすべてに出席し、リスクマネジメント及びコーポレート・ガバナンスにおける豊富な経験を有する弁護士及び税理士の視点から、当社グループ全体におけるコンプライアンス及びリスクマネジメントの観点での有益な発言を適宜行うとともに、経営全般に関して助言を行っております。</p>

## 〈ご参考〉コーポレート・ガバナンス体制

### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

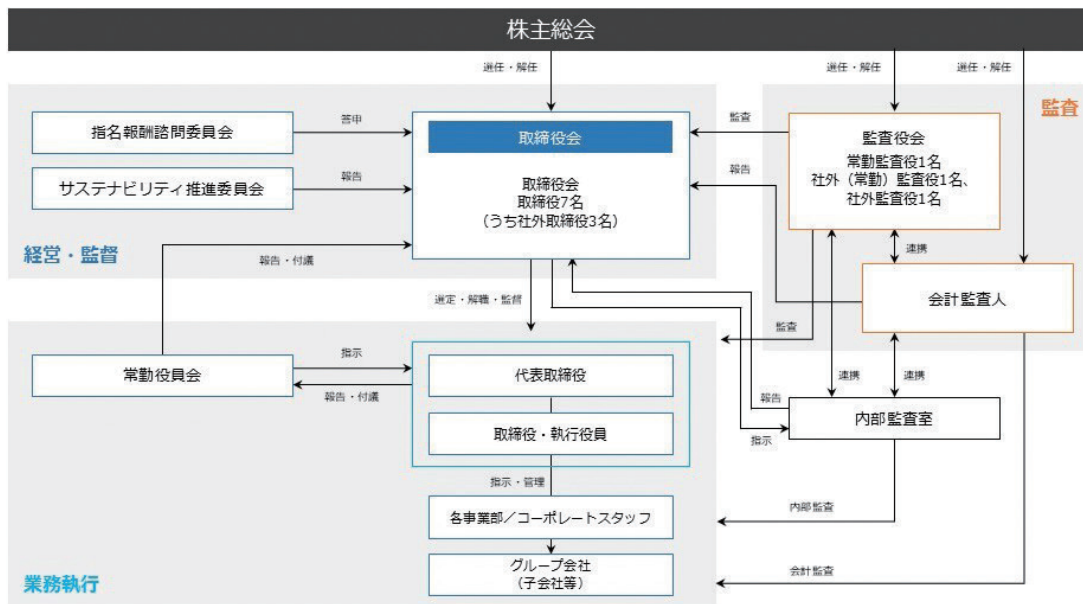
当社では、経営のグローバル化が進む中で、更なる業容拡大、企業価値の向上の観点から、経営判断の迅速化、効率化を促進するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実による経営の健全性と透明性の向上が重要な経営課題であると認識しております。健全性の向上のためには、企業倫理の確立や意識の全社的な浸透が必須であり、これにより当社の各機関及び全役職員一人一人が的確、かつ公正な意思決定を行う風土が醸成されると考えます。また、経営の透明性を高め、様々なステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するには迅速かつ積極的な情報開示も不可欠であるとの考えから、法定開示及び任意開示の双方において情報開示体制の更なる充実に努めます。

### ②会社の機関の基本説明

当社は、経営上の最高意思決定機関として取締役会を設置し、その監査機関として監査役会を設置しております。さらに、取締役会に準ずる会議体として常勤役員会を設置しております。取締役会に意思決定機能と業務監督機能を、常勤役員会に取締役及び執行役員の実務執行機能を持たせることで、業務執行の効率化を図っております。また、社外取締役及び社外監査役により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性及び透明性の確保に努めております。

コーポレート・ガバナンス基本方針は、当社ウェブサイトを開示しております。

→<https://mediado.jp/sustainability/governance/basicpolicy/>



## 5. 会計監査人の状況

### (1)名称

監査法人アヴァンティア

### (2)報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの算出根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意をいたしました。

### (3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生等により、その適正な職務の執行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、会計監査人を解任又は不再任とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社株式に対する大規模な買付等が行われる場合に、これに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、大規模買付行為等の中には、その目的や買付後の経営方針等について必要かつ十分な情報の提供がなく、株主の皆様が適切に判断することが困難なものや、当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあるものが含まれることも否定できません。

このような認識の下、当社取締役会は、①大規模買付者に対して株主の皆様への判断に必要なかつ十分な情報の提供を求め、②当該提案が企業価値に及ぼす影響を評価・検討した結果を株主の皆様へ提供すること、③大規模買付者との交渉や代替案の提示を行うことが、取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要な時間と情報を確保し、最終的には株主の皆様のご意思を確認する場（株主意思確認総会の開催）を設けることで、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を確保してまいります。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### ① 企業価値向上への取り組み

当社グループは、「著作物の健全なる創造サイクルの実現」をミッションに掲げ、電子書籍取次国内最大手として成長を続けております。2026年2月期を初年度とする5か年の中期経営計画に基づき、以下の戦略を推進しております。

・書籍の流通ソリューション企業としての進化

電子書籍の国内流通のみならず、Seven Seas社との協働による国内コンテンツの海外展開を加速し事業規模の最大化を目指します。

・SC（Sustainability Creation）事業の展開

地域コンテンツの再発見・再創造を通じた社会貢献と利益成長の両立を目指し、起業家支援やプロバスケットボールクラブ「徳島ガンバロウズ」の運営等を通じた事業拡大に努めます。

#### ② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、独立役員である社外取締役及び社外監査役を含む体制により、経営の透明性と健全性を確保しております。

・効果的な意思決定

取締役会に準ずる会議体として常勤役員会を設置しております。取締役会に意思決定機能と業務監督機能を、常勤役員会に取締役及び執行役員の業務執行機能を持たせることで業務執行の効率化を図っております。

・リスク管理の深化

サステナビリティ推進委員会による全社的リスクマネジメントの浸透とサステナビリティ経営の深化に取り組んでおります。

### **(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下、「本対応方針」という。）は、当社の支配権取得等を目的に行う大規模買付行為等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とする買付等）を対象としております。大規模買付者は、買付開始前に当社取締役会に対し、日本語で記載された「大規模買付行為等意向表明書」を提出し、その後、当社が交付する「必要情報リスト」に従い、株主の皆様の判断に資する情報を提供しなければなりません。

本対応方針の運用の公正性を担保するため、社外取締役及び社外監査役で構成される「独立委員会」を設置しております。

当社取締役会は、情報受領後、最長60営業日を評価期間として設定し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、意見の公表や代替案の提示、大規模買付者との交渉を行います。

大規模買付者が本対応方針の手続を遵守する場合、対抗措置（差別的行使条件等が付された新株予約権の無償割当て）の発動については、原則として株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の判断に委ねるものとします。一方、大規模買付者が手続を遵守しない場合には、株主の皆様の判断に必要な時間と情報が確保されないため、例外的に株主意思確認総会を経ることなく、独立委員会の意見を最大限尊重した上で対抗措置を発動することがあります。

### **(4)本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由**

当社取締役会は、本対応方針が以下の理由により当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、役員の地位維持を目的とするものではないと判断しております。

#### ・ 指針等の趣旨の充足

経済産業省による「企業買収における行動指針」等が定める諸原則の趣旨を踏まえた内容となっております。

#### ・ 株主意思の尊重

対抗措置の発動要否を株主意思確認総会において株主の皆様の直接のご判断に委ねる仕組みとしております。また、本対応方針の当初有効期間は2026年5月開催予定の定時株主総会後の最初の取締役会終結時までとしており、継続には株主の皆様のご承認を必要としております。

#### ・ 恣意的判断の排除

独立性の高い社外者で構成される独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会による濫用を防止する仕組みを構築しております。

#### ・ デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止可能であるため、デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営目標と認識するとともに、将来の持続的な成長に必要な投資や経営基盤の強化も重要な経営課題として考えております。そのため、内部留保を確保しつつ、財政状態及び業績動向等、経営状態を総合的に判断して利益配当を行っていくことを基本的な方針としております。この方針に基づき、当社は配当及び自己株式の取得による総還元性向（注1）30%以上を念頭に置いております。

当期の期末配当については、期初予想通りの1株当たり40円（前期比4円の増配）であり、総還元性向は33.4%となりました。本件については、2026年4月23日に開催した取締役会において決議しております。

次期にあたる2027年2月期の利益還元につきましては、電子書籍流通事業における国内シェアのさらなる拡大や、Seven Seas社を軸としたグローバル展開における事業拡大への先行投資を積極的に実施するため、連結業績予想は減益を見込んでおります。しかしながら、当社グループには2,200社以上の国内出版社をはじめとする盤石な取引基盤があり、これら一連の投資は中長期的な企業価値向上に直結するものであると確信しております。今後の業績成長への自信を背景に、株主の皆様へ安定的な利益還元を継続するため、次期の年間配当につきましても1株当たり40円を継続する方針といたしました。今後も財務状況や株価動向など総合的な見地を踏まえた機動的な自己株式の取得を含め、資本効率の向上と株主様への適切な利益還元に努めてまいります。

（ご参考）	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期	2027年2月期 （予定）
期末配当	22円	36円	40円	40円
自己株式取得	500百万円	－	－	未定
総還元性向（注1）	－（注2）	40.0%	33.4%	50.6%
配当性向	－（注2）	40.0%	33.4%	50.6%

（注1）総還元性向＝（配当支払総額＋自己株式取得総額）／親会社株主に帰属する当期純利益。

（注2）親会社株主に帰属する当期純利益が赤字のため総還元性向及び配当性向の算出は不可。ただし、期初における親会社株主に帰属する当期純利益の予想額1,100百万円に対する総還元性向は75.7%、配当性向は30.2%となります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>44,001</b>
現金及び預金	14,014
受取手形、売掛金及び契約資産	27,764
その他	2,224
貸倒引当金	△0
<b>固定資産</b>	<b>12,924</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>469</b>
建物	704
工具、器具及び備品	212
その他	47
減価償却累計額	△494
<b>無形固定資産</b>	<b>5,798</b>
のれん	4,029
ソフトウェア	587
ソフトウェア仮勘定	28
その他	1,152
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,656</b>
投資有価証券	5,714
繰延税金資産	382
差入保証金	447
その他	146
貸倒引当金	△34
<b>資産合計</b>	<b>56,926</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>35,686</b>
支払手形及び買掛金	31,022
短期借入金	55
1年内返済予定の長期借入金	1,418
未払法人税等	696
賞与引当金	42
その他	2,451
<b>固定負債</b>	<b>2,017</b>
長期借入金	1,228
繰延税金負債	67
退職給付に係る負債	578
その他	143
<b>負債合計</b>	<b>37,704</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>17,849</b>
資本金	6,019
資本剰余金	5,961
利益剰余金	5,916
自己株式	△48
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,185</b>
その他有価証券評価差額金	199
為替換算調整勘定	986
<b>新株予約権</b>	<b>22</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>165</b>
<b>純資産合計</b>	<b>19,221</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>56,926</b>

## 連結損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上高	108,537
売上原価	98,714
売上総利益	9,823
販売費及び一般管理費	7,369
営業利益	2,453
営業外収益	189
受取利息及び配当金	54
為替差益	51
持分法による投資利益	75
その他	7
営業外費用	95
支払利息	35
株式交付費	0
投資事業組合運用損	3
寄付金	54
その他	1
経常利益	2,548
特別利益	841
投資有価証券売却益	152
関係会社株式売却益	653
関係会社清算益	35
特別損失	887
減損損失	328
投資有価証券評価損	528
和解金	29
税金等調整前当期純利益	2,502
法人税、住民税及び事業税	752
法人税等調整額	△93
当期純利益	1,843
非支配株主に帰属する当期純利益	25
親会社株主に帰属する当期純利益	1,818

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,990	5,901	4,645	△48	16,488
当期変動額					
特定譲渡制限付株式の発行	28	28			57
剰余金の配当			△546		△546
親会社株主に帰属する当期純利益			1,818		1,818
連結子会社の増資による持分の増減		31			31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	28	60	1,271	—	1,360
当期末残高	6,019	5,961	5,916	△48	17,849

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	127	984	1,111	—	108	17,708
当期変動額						
特定譲渡制限付株式の発行			—			57
剰余金の配当			—			△546
親会社株主に帰属する当期純利益			—			1,818
連結子会社の増資による持分の増減			—			31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	71	1	73	22	56	152
当期変動額合計	71	1	73	22	56	1,513
当期末残高	199	986	1,185	22	165	19,221

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>41,053</b>
現金及び預金	12,563
売掛金	26,241
貯蔵品	9
前払費用	230
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	600
未収消費税等	1,378
その他	29
<b>固定資産</b>	<b>13,235</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>388</b>
建物	656
車両運搬具	9
工具、器具及び備品	139
減価償却累計額	△416
<b>無形固定資産</b>	<b>3,101</b>
のれん	2,814
ソフトウェア	122
ソフトウェア仮勘定	28
その他	136
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,745</b>
投資有価証券	4,820
関係会社株式	4,029
関係会社長期貸付金	50
繰延税金資産	352
差入保証金	377
その他	144
貸倒引当金	△27
<b>資産合計</b>	<b>54,288</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>33,946</b>
買掛金	30,618
1年内返済予定の長期借入金	1,359
未払金	217
未払法人税等	675
契約負債	235
預り金	804
その他	36
<b>固定負債</b>	<b>898</b>
長期借入金	796
資産除去債務	94
その他	7
<b>負債合計</b>	<b>34,845</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>19,258</b>
資本金	6,019
資本剰余金	7,274
資本準備金	5,722
その他資本剰余金	1,552
利益剰余金	5,964
その他利益剰余金	5,964
繰越利益剰余金	5,964
自己株式	△0
<b>評価・換算差額等</b>	<b>167</b>
その他有価証券評価差額金	167
<b>新株予約権</b>	<b>17</b>
<b>純資産合計</b>	<b>19,443</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>54,288</b>

## 損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	101,972
売上原価	95,020
売上総利益	6,951
販売費及び一般管理費	4,141
営業利益	2,810
営業外収益	133
受取利息及び配当金	68
為替差益	57
その他	7
営業外費用	91
支払利息	33
投資事業組合運用損	3
寄付金	54
その他	0
経常利益	2,851
特別利益	762
投資有価証券売却益	152
関係会社株式売却益	579
関係会社清算益	30
特別損失	1,691
投資有価証券評価損	528
関係会社株式評価損	1,142
和解金	20
税引前当期純利益	1,922
法人税、住民税及び事業税	756
法人税等調整額	△134
当期純利益	1,299

## 株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	5,990	5,693	1,552	7,246	5,211	5,211
当期変動額						
特定譲渡制限付株式の発行 剰余金の配当	28	28		28	△ 546	－
当期純利益				－	1,299	1,299
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				－		－
当期変動額合計	28	28	－	28	753	753
当期末残高	6,019	5,722	1,552	7,274	5,964	5,964

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 0	18,447	91	91	－	18,538
当期変動額						
特定譲渡制限付株式の発行 剰余金の配当		57		－		57
当期純利益		△ 546		－		△ 546
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		1,299		－		1,299
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		－	75	75	17	93
当期変動額合計	－	811	75	75	17	904
当期末残高	△ 0	19,258	167	167	17	19,443

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社メディアドゥ  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	木	村	直	人
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤	田	憲	三
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	奥	村	俊	樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディアドゥの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2026年3月1日開催の取締役会において、連結子会社であるMedia Do International, Inc.を通じて、Seven Seas Entertainment, LLCの全持分を取得し子会社化することを決議し、同日付で持分譲渡契約を締結するとともに2026年3月11日付で同社の全持分を取得している。また、会社は、2026年3月3日開催の取締役会において、連結子会社であるMedia Do International, Inc.の増資引受を目的とする資金の借入を行うことを決議し、2026年3月6日に資金の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社メディアドゥ  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	木	村	直	人
業 務 執 行 社 員					
指 定 社 員	公認会計士	藤	田	憲	三
業 務 執 行 社 員					
指 定 社 員	公認会計士	奥	村	俊	樹
業 務 執 行 社 員					

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディアドゥの2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2026年3月3日開催の取締役会において、連結子会社であるMedia Do International, Inc.の増資引受を目的とする資金の借入を行うことを決議し、2026年3月6日に資金の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社及び当社グループの良質な企業統治体制を確立し、健全で持続的な成長と社会的信頼の向上に資することを監査の方針として、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月22日

株式会社メディアドゥ 監査役会

常勤社外監査役 **中 島 真 琴** ㊞

常 勤 監 査 役 **大和田 和 恵** ㊞

社 外 監 査 役 **椎 名 毅** ㊞

以 上



Media Do